

令和7年度 第1回 木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会

1. 開催日時 令和7年5月22日（木）午後4時から午後5時まで

2. 開催場所 木更津市役所朝日庁舎 会議室A1・A2

3. 出席委員（12名）

（1）被保険者を代表する委員（3名）

齊藤 英一、中澤 稔、和田 富士子

（2）保険医又は保険薬剤師を代表する委員（5名）

天野 隆臣、本吉 光隆、大日方 研、細井 系太郎、富沢 道博

（3）公益を代表する委員（4名）

鈴木 美幸、日向寺 龍児、佐伯 浩一、山田 真司

4. 欠席委員（4名）

（1）被保険者を代表する委員（2名）

石井 恵子、清水 一太郎

（2）公益を代表する委員（1名）

後藤 紗織

（3）被用者保険等保険者を代表する委員（1名）

尾本 和芳

5. 出席職員

渡辺市長、小原健康づくり部長、清水保険年金課長、高橋課長補佐、佐久間係長、鈴木主査

6. 議題（すべて公開）

（1）会長及び会長職務代理者の選出について

（2）事務局説明

国民健康保険の概要について

（3）報告事項

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の議決結果について

（4）その他

次回の運営協議会について

7. 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員 5人

傍聴人数 1人

令和7年度 第1回 木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会 会議録

鈴木主査

ただいまから、国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。

なお、本日の協議会につきましては、会議録作成のため、会議の内容を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

続きまして、議事に入らせていただく前に、資料の確認をさせていただきたいと存じます。

事前に配付しました資料として、次第、運営協議会資料、そして、本日の配付資料が委員名簿、席次表、令和7年度木更津市国民健康保険事業計画及び木更津市国民健康保険税率改定計画でございます。資料に落丁等ございましたら、事務局までお申し付けいただきますようお願い申し上げます。

本日、石井委員、清水委員、後藤委員及び尾本委員が、所用のため欠席でございます。従いまして、現在の出席者は12名であり、木更津市国民健康保険条例施行規則第8条の規定により、定足数に達しておりますので、会議の開催要件は満たしております。

また、本日の審議会は、木更津市審議会等の会議の公開に関する条例の規定により、公開となっております。本日1名の傍聴希望者がいらっしゃいますので、既に入室しております。ご了承くださいますようお願い申し上げます。

鈴木主査

それでは、木更津市国民健康保険条例施行規則第6条の規定により、「協議会の議長は、会長とする」となっておりますが、最初の会議のため会長が不在となっております。会長を選出するまでの間、渡辺市長に仮議長を務めていただきたいと思います存じますが、いかがでしょうか。

(委員 異議なし)

鈴木主査

それでは、渡辺市長よりお願いいたします。

渡辺市長

会長が選出されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

会長及び会長職務代理者は、国民健康保険法施行令第4条の規定によりまして「公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する」こととなっております。それでは、選挙の方法についてお諮りをさせていただきます。いかがいたしましょうか。

斉藤委員

はい。

渡辺市長

斉藤委員。

斉藤委員

はい。事務局に案があれば、お示しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

渡辺市長

斉藤委員から事務局案との意見がございましたが、皆様いかがでしょうか。

(委員 異議なし)

渡辺市長

それでは、事務局案を発表してください。

清水課長

事務局案といたしまして、会長に千葉県税理士会木更津支部推薦の山田真司委員を、また、会長職務代理者に木更津商工会議所推薦の佐伯浩一委員とする案を提案させていただきます。

渡辺市長

ただいま事務局案が発表されました。お諮りをさせていただきます。

会長に山田真司委員を、会長職務代理者に佐伯委員とする提案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

渡辺市長 ありがとうございます。委員全員の賛成によりまして、会長に山田委員、会長職務代理者に佐伯委員が選出されました。
 ここで、山田会長からご挨拶をいただきたいと存じます。

山田会長 ただいま、本協議会の会長に指名いただきました山田でございます。
 私自身、この協議会の委員を務めて2期目となりますが、再び会長職を拝命いたしまして、改めて身の引き締まる思いでございます。これから3年間誠心誠意職務を全うして参りたいと思いますので、委員の皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。
 この協議会は、国民健康保険法の規定に基づいて設置されているもので、国民健康保険の運営に関して必要な意見の交換、調査審議を行い、さらには市長への建議を通じて、よりよい制度の構築をめざすという重要な役割を担っております。
 木更津市における国民健康保険事業の運営にあたりましては、委員の皆様のお力添えをいただきながら、重要事項を慎重に審議し、市民の皆様にとってよりよい保険制度となるよう尽力して参りたいと存じます。
 今後ともどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

渡辺市長 山田会長、ありがとうございました。
 以上で、仮議長の任を降りさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

鈴木主査 渡辺市長におかれましては、公務のため退席いたします。

(市長退室)

鈴木主査 本日の会議は諮問事項がございませんので、事務局で議事を進行させていただきます。
 はじめに、今期から初めて委員に就任された方もいらっしゃいますので、事務局から国民健康保険の概要を説明いたします。

佐久間係長 改めまして、保険年金課の佐久間と申します。
 私から、国民健康保険事業の運営に関する協議会の設置に関する規程と国民健康保険の概要をご説明申し上げます。着座にて説明いたします。
 資料の1ページをお開きください。
 国民健康保険事業の運営に関する協議会の設置は、国民健康保険法第11条第2項で定められており、国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、市町村に協議会を置くこととなっております。また、国民健康保険法施行令において、第2条第3項、第4項、第5項で委員の組織について定められており、第3項では、被保険者を代表する委員と保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員は同じ人数で組織することを定めており、第4項では、被保険者を代表する委員の人数以内の人数で被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができると定めております。さらに第5項では、協議会の委員の定数は、条例で定めるとしております。
 2ページをお開きください。
 本市の条例で定めている委員の定数は、第2条で規定しておりますが、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員はそれぞれ5人とし、被用者保険等保険者を代表する委員は1人としております。
 申し訳ありません。1ページにお戻りください。
 国民健康保険法施行令第3条において、委員の任期を3年と定め、第4条第1項と第2項で、会長と会長職務代理者の選出方法について定めております。
 再び、2ページをお開きください。

条例施行規則においては、委員の委嘱に関することや運営協議会の開催に関することについて定めております。

続きまして、国民健康保険の概要について、ご説明申し上げます。

4ページをお開きください。

国民健康保険は、病気やけがをしても安心して医療機関等に受診できるように、加入者が保険税を出し合い、医療費に充てる相互扶助の制度です。我が国の医療保険制度は国民皆保険制度であることから、原則いずれかの医療保険に加入しなくてはなりません。そのため、木更津市にお住まいの74歳以下の住民で社会保険等に参加している方、生活保護を受けている方以外は、国民健康保険に加入する義務があります。

それでは、概要につきまして、資料に沿ってご説明申し上げます。

1の国民健康保険制度のしくみでございますが、木更津市は国民健康保険の保険者となり、加入者にマイナ保険証への資格情報の登録やマイナ保険証を持っていない加入者に資格確認書の交付、また、加入者の世帯の世帯主に国民健康保険税の納税通知を行います。加入者は保険医療機関でマイナ保険証等を提示し、診察を受け、その対価として医療費の一部を支払います。保険医療機関は国保連合会に医療費を請求し、国保連合会は医療費の額を決定してその額を木更津市に報告します。木更津市は保険医療機関から請求があった医療費について国保連合会を通じて、保険医療機関に医療費を支払うことで、医療の供給と医療費の支払いが行われることとなります。

また、厚生労働省は医療機関からの申請により保険医療機関の指定を行います。県は、市と同様に国民健康保険の保険者であることから、国民健康保険事業を支えるために必要な納付金を市町村に請求し、市町村がその納付金を県に納めることとなります。県はこの納付金と厚生労働省からの交付金を財源として市町村に医療費の全額に相当する額の交付金を交付しております。

2の国民健康保険に加入する人は、自営業の人、農業や漁業などを営んでいる人、退職して職場の健康保険をやめた人、パートやアルバイトなどをしていて、職場の健康保険に加入していない人、3か月を超えて日本に滞在するものと認められた外国籍の人が加入します。

5ページをお開きください。

3の国民健康保険に加入するとき、やめるときは下表のとおりです。なお、加入、やめるといった届け出は14日以内に行う必要があります。

4の国民健康保険税の決まり方でございますが、国民健康保険加入者の所得や人数などに応じて、世帯単位において課税の目的毎に算定した医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分を合算したものととなります。

医療保険分は自己負担分を除いた医療費を保険医療機関に支払うための保険税で、後期高齢者支援金分は後期高齢者医療保険制度を支えるための保険税となります。介護保険分は介護保険制度を支えるための保険税となります。保険税は、支払う能力に応じて決まる所得割と保険診療を受けることができる受益に応じて負担する均等割と平等割に区分されます。なお、国民健康保険税は課税の区分毎に限度額が設けられており、保険税合計の課税限度額は109万円となります。

5の国民健康保険税の納め方でございますが、納め方は年齢によって異なります。40歳未満の方の保険税は医療保険分と後期高齢者支援金分が課税され、40歳以上65歳未満の方は医療保険分と後期高齢者支援金分に追加し、介護保険分が課税されます。65歳以上75歳未満の方は医療保険分と後期高齢者支援金が課税され、介護保険分は介護保険料として国民健康保険税と別に納めることとなります。75歳になると国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行するため、後期高齢者医療保険料を納めることとなります。

6の納税義務者は世帯主でございますが、国民健康保険税は加入者である被保険者個々にではなく、世帯単位で課税され世帯主が納めます。世帯主が国民健康保険の加

入者でなくても、世帯の中に国民健康保険の加入者がいれば、納税義務者は世帯主となります。

納付方法は、年金から天引きする特別徴収とそれ以外の普通徴収があり、特別徴収は条件を満たすことで世帯主の年金から天引きします。特別徴収の条件は、世帯内の加入者全員が65歳以上75歳未満の場合、対象となる年金が年額18万円以上の方の場合、国民健康保険料と介護保険料を合わせた額が年金受給額の2分の1を超えていない場合、この要件が揃うことで年金からの天引きを行うこととなります。普通徴収は納付書や口座振替による納付となります。

7の国民健康保険で受けられる給付でございますが、加入者は病気やけがで医療機関に受診するときにマイナ保険証や資格確認書を提示することで、一部の負担で医療を受けることができます。医療費の自己負担割合は年齢や所得により異なっており、小学校入学前は2割負担、小学校入学後から70歳未満は3割負担、70歳以上75歳未満は2割負担と一定の所得がある方は3割負担となります。

7ページをお開きください。

入院したときの食事代や療養病床に入院したときの食事代や居住費は、診療や薬にかかる費用とは別に表に定めている負担額を自己負担し、差額は国民健康保険が負担します。

次に、療養費の支給については、急病でやむを得ずマイナ保険証や資格確認書を提示せずに診察を受けたとき、医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具を購入したとき、マッサージや鍼灸などの施術を受けたとき、ねんざなどで国民健康保険を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき、海外渡航中に急病で医療機関にかかったとき、このようなときには一旦医療費の全額を支払った後に、国民健康保険の窓口申請し審査で決定すれば、自己負担分を除いた額が療養費として後から払い戻されることとなります。

その他、国民健康保険の給付としまして、加入者が出産したときに50万円を支給する出産育児一時金、加入者がお亡くなりになったとき申請により葬儀を行った人に5万円を支給する葬祭費、また、医師の指示により緊急かつやむを得ず入院や転院などの移送に費用がかかったときに、申請して認められた場合に支給する移送費、自宅で医療を受ける必要があると医師が認め、訪問看護ステーションなどを利用したときにその費用の一部を利用料として支払うだけで残りは国民健康保険が負担する訪問看護療養費がございます。

また、交通事故などの第三者からの行為でけがをした場合は、加害者が治療費を自賠責保険等により支払うものになりますが、一時的に国民健康保険が立替払いをし、あとで国民健康保険が加害者に請求しております。なお、損害保険会社との交渉や保険金の請求といった事務は、市町村からの委託により国保連合会が行っております。

最後に国民健康保険の給付でございますが、病気とみなされないもの、例えば、健康診断や人間ドック、正常な妊娠出産、歯列矯正、予防注射、美容整形等は保険給付ができないものとなっております。

9ページをお開きください。

8の医療費が高額になったときでございますが、1か月に支払った医療費の一部負担金自己負担限度額を超えたときは、申請により超えた分が高額療養費として支給されます。なお、限度額につきましては年齢や所得区分によって異なります。

はじめに、70歳未満の場合でございますが、同じ人が、同じ月内に、同じ医療機関に支払った一部負担金下表の限度額を超えたとき、超えた分が支給されます。なお、12か月間、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合は、表の右端に記載している4回目以降の自己負担額を超えた分が支給されます。また、同じ世帯内で1か月に各医療機関において2万1千円以上の支払いが複数ある場合は、その合計額が自己負担限度額を超えたときに超えた分が支給されることとなります。

10ページをお開きください。

70歳以上74歳未満の場合でございますが、外来の限度額を適用した後に外来と

入院を足した限度額を適用します。③の自己負担額の対象でございますが、条件として月の1日から末日までの暦月毎に計算、医療機関毎の計算、同じ医療機関であっても内科と歯科、入院と外来は別計算になり、自己負担額2万1千円以上のものが世帯内で複数ある場合は合算して自己負担額を計算することとなります。

なお、差額ベッド代や食事代、保険適用でない医療行為は自己負担額に含まれないことになります。繰り返しになりますが、高額療養費の該当が1つの世帯で高額療養費の該当が過去12か月間に4回以上あった場合は、4回目以降の限度額を超えた分が申請により払い戻されることになります。

また、窓口負担が高額になるときは、国民健康保険の窓口で申請により限度額認定証を交付します。入院、外来どちらの場合でも限度額適用認定証を医療機関の窓口で提示すれば、個人単位で一医療機関の窓口での支払いが自己負担限度額までになります。

11ページをお開きください。

9の特定健診、特定保健事業でございますが、高血圧症、脂質異常症、糖尿病といった生活習慣病の早期発見と早期改善のために、特定健康診査と特定保健指導が年に一度無料で受けられます。特定健康診査の対象者は40歳から75歳の誕生日の前日までの人で、内容は身体計測、血圧、血糖、脂質、肝機能、腎機能検査等を受けることができます。特定健康診査の結果からメタボリックシンドロームによる生活習慣病発症リスクが高い人に保健指導を行います。

国民健康保険の概要の説明は、以上でございます。

鈴木主査

ご質問、ご意見など、ございましたらお願いいたします。

なお、会議録作成を効率化するための録音システムを導入しております。ご発言の際は、挙手のうえ、お手元のマイクのボタンを押していただきながらご発言をお願いいたします。また、ご発言が終わりましたら再度ボタンを押していただきますようお願いいたします。

(質疑なし)

鈴木主査

続きまして、事務局からの報告としまして、木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の議決結果について、説明いたします。

佐久間係長

引き続き、私から報告事項1、木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の議決結果について、ご説明申し上げます。

2月13日に開催した運営協議会において諮問し、原案どおり答申をいただきました国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、令和7年3月市議会において条例案を提案いたしました。

12ページをお開きください。

3月7日に開催した教育民生常任委員会において条例案の審査が行われ、原案どおり可決し、3月21日の本会議最終日に条例案が原案どおり議決されました。

改正の内容につきましては、22ページをお開きください。

改正の1点目は、保険税率等の改定でございますが、表のとおり税率等を引き上げたところでございます。次に、保険税率を改定する理由でございますが、国は都道府県内において、被保険者の所得と世帯構成が同じならば税額が同一になるという保険税水準の完全統一化を遅くとも令和17年度までの移行を目標としており、千葉県においても第2期千葉県国民健康保険運営方針の令和8年度に行う中間見直しにおいて、完全統一の目標年度を明記することとなりました。そこで、本市では、将来、県内統一保険税率になることを見据えて、段階的に税率等を引き上げていくこととし、令和11年度に千葉県が定める市町村標準保険税率と一致させるため、令和6年3月に木更津市国民健康保険税率改定計画を策定し、令和6年度から市町村標準保険税率

との差を毎年度解消させていくよう税率を改定しているところでございます。

24ページをお開きください。

改正の2点目は、刑事施設等に収監されている被保険者の保険税減免規定を追加するものでございます。少年院や刑事施設に収監されている被保険者は、公費で医療が行われるため国民健康保険法第59条により保険給付が制限されていることから、この被保険者に対して保険税減免の措置を講じるものでございます。

恐れ入ります。12ページをお開きください。

教育民生常任委員会では、項目6の表のとおり質疑があり回答しました。

13ページの問4で、君津市との税率比較に関する質問がございました。税率は市町村毎に保険税の収納見込額や財政調整基金の繰入額等を考慮しながら決定しているため、市町村毎に税率等が決まっていると回答しました。

また、国は、社会保険の適用拡大を進めており、国民健康保険制度が大きく変わろうとしております。今までは従業員51人以上の企業で、週20時間以上、年収106万円で勤務されている方は社会保険の対象としておりましたが、国の案によりますと、このうち企業規模の要件と賃金の要件を撤廃し、社会保険の適用拡大をしようと審議しております。

この見直しにより、社会保険に加入する方が多くなり、今まで国民健康保険に加入していた方が国の推計で110万人減少すると言われております。そのため、国民健康保険の加入者は減少することが見込まれ、医療費総額も減額することが想定されますが、高齢者の加入している割合に応じて交付される前期高齢者交付金が減少することから、社会保険の適用拡大により保険税率がどのように影響するか未だ不透明なところがございます。

また、14ページの問6で、財政調整基金の活用について質問がありました。物価が高騰しているなかで税率を引き上げせず、維持することはなかったのかという質問に対しては、財政調整基金を全額活用した場合は、令和7年度税率の引き上げがなくても事業の運営には影響はありませんが、国民健康保険税改定計画において基金は税率が著しく引き上げすることにならないよう調整弁の役割として活用することとしていることから、本市においては基金を活用しながら、税率を少しずつ引き上げる方針をとっていると回答したところでございます。

報告事項の説明は、以上でございます。

鈴木主査

ご質問、ご意見など、ございましたらお願いいたします。

(質疑なし)

佐久間係長

続きまして、27ページをお開きください。こちらは、年度最初の運営協議会で提示している定点調査資料でございます。

28ページをお開きください。君津4市国民健康保険特別会計予算の状況でございます。項番2の被保険者数は4市とも減少しており、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療保険に団塊世代が加入したことによるものと社会保険の適用拡大により、被保険者数は減少しているところでございます。

項番16の歳入歳出予算額は、被保険者数が減少しているため減額しております。

項番17は、1人当たりの療養諸費となりますが、各市とも増額しております。本市は、国民健康保険被保険者の年齢構成が65歳から74歳までの前期高齢者が占める割合が約46%を占めており、医療リスクが高い方が多い構造となっておりますので、今後も1人当たりの医療費は増額すると推察しております。

項番26番以降は、国民健康保険税の状況でございます。本市と袖ヶ浦市は保険税率を引き上げておりますので、調定額は増額となっております。君津市は本市と同様に税率改定方針をさし、千葉県が算定する市町村標準保険税率に近づけるよう毎年税率等を引き上げることとし、令和7年度から税率等の引き上げを開始しているところ

でございます。そのため、君津市は医療費分が減額していますが、後期高齢者支援金分と介護納付金分は増額となっております。

続きまして、29ページの君津4市国民健康保険税率改定状況でございます。本市と君津市は先ほど申し上げましたとおり税率改定計画に基づいて、税率等を改定しているところでございます。本市は令和6年度から、君津市は令和7年度から毎年税率等を引き上げていくこととなります。富津市は3年に1回、税率等を改定していますので、今年度税率改定の協議を行うと伺っております。また、袖ヶ浦市は2年に1回、税率等を改定していますので、今年度税率改定の協議を行うと伺っております。

30ページをお開きください。調定額と繰入金の状況でございます。

保険基盤安定繰入金は、一定所得以下の加入者は保険税を軽減する制度がございますので、この軽減した分の保険税を、国、県、市がそれぞれ負担し、国民健康保険特別会計に繰り入れするものです。

未就学児均等割軽減は、未就学児にかかる均等割額を半分にする制度がございますので、こちらも国、県、市がそれぞれ負担し、国民健康保険特別会計に繰り入れするものです。

令和6年1月から産前産後保険税軽減制度が開始され、軽減した保険税を国、県、市がそれぞれ負担し、国民健康保険特別会計に繰り入れするものです。

職員給与費等は、国民健康保険業務に携わる職員の給与や国民健康保険事業を運営していくための事務費等を一般会計から繰り入れするものです。

出産育児諸費は、こちらは加入者が出産した場合50万円を給付するもので、国、県、市がそれぞれ負担し、国民健康保険特別会計に繰り入れするものです。

また、財政調整基金繰入金は、令和5年度から繰入れを再開しておりまして、今年度は予算計上額として、2億2千498万3千円の繰り入れを予定しております。

31ページをお開きください。

年度別給付額等一覧表でございます。令和7年度は当初予算額を記載しておりますが、年々医療費である療養給付費が減額していることが表から読み取れることとなります。

33ページをお開きください。

課税所得金額及び課税総額の推移でございます。国民健康保険の加入者は、自営業の方、農業や漁業といった第1次産業を生業としている方、年金生活者の方が加入する医療保険です。年々、加入者が減ってきておりますので、課税所得金額が減少していることが表からも読み取れます。従いまして、今後さらに社会保険の適用が拡大されると所得の低い方が多く加入する医療保険となることから、今後国民健康保険税をどのように支えていくかが課題となります。

定点調査資料の説明は、以上でございます。

鈴木主査 ご質問、ご意見などがございましたらお願いいたします。

(質疑なし)

鈴木主査 以上で、議題はすべて終わりましたので、傍聴人はここで退席願います。

(傍聴人退席)

鈴木主査 その他としまして、事務局から次回の運営協議会についてご説明いたします。

佐久間係長 私から、令和7年度のスケジュールについて、ご説明申し上げます。
令和7年度の協議会は、本日の会議を入れまして3回を予定しております。

第2回協議会は、8月7日木曜日の午後4時から開催を予定しております。議題は、令和6年度国民健康保険事業実績報告、及び令和6年度国民健康保険特別会計決算を報

告する予定でございます。

第3回協議会は、令和8年2月上旬の開催を予定しております。議題は、令和8年度国民健康保険事業計画案、令和8年度国民健康保険特別会計予算案、及び木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、市長から諮問し、ご審議していただく予定でございます。条例改正の内容につきましては、子ども・子育て支援金の創設と保険税率の改定についてでございます。

なお、その他審議案件がございましたら、臨時協議会の開催をお願いしてまいります。ご協力のほど、お願い申し上げます。

また、本日、令和7年度国民健康保険事業計画と木更津市国民健康保険税率改定計画を配付しました。こちらは2月に開催した運営協議会で諮問し、ご審議をしていただき、答申をしていただきました。その計画を製本しましたので、配付したものでございます。

私からの説明は、以上でございます。

鈴木主査 ご質問等はございますか。

(質疑なし)

鈴木主査 以上をもちまして、国民健康保険事業の運営に関する協議会を終了いたします。
委員の皆様、お疲れさまでした。

午後5時 閉会

令和 7 年 6 月 2 日

議事録署名人
国民健康保険事業の運営に関する協議会
会 長

山田 真司